

羽源記

卷

四三

K 2094
Si
2





羽
源
記

卷
四三

K 209.4

Bi

2

羽流記

卷之第三

理秀白若軍被討之事

若根澤要言ノ照面と國より至海林よ七郎改
えられ十日程の差者行ひ家來に脇木九郎左衛
山川四郎とし者と捕まつて以て之を令役白若軍
山形より出走馳着明朝定め方一而掛ケ可
有二我ヒテ之を生じば敵より澤若ト馳来さる
其ノ多大之手一極端方西より未だノ押寄シテ左

敵大勢の如きに對する事と相成る爲めに
山本連隊の門司守護とほんたうはいへの御事件様
併ひよしのまほ連隊の事務とも相成り又、お尋ねの監修會
も重合せ審議一決の上を終り、了承の旨候る所
けりが、一門の事務からしては連隊の事務へと變り
敵の城ノ島ノ島ノ事務からして免角鹿の事務の
様子有評定とありヤハナガシ市部政士工事事
てナリナリ其儀御用事は、既に夜の十時半近隣敵
よかく防ぐ事と並んで、之を主とす事と並んで

説く。命を失つた時から、今に至るまで、彼の精神は
もむと風の如き、常に運び出でてゐる。故に彼の才は、
随の發揮より改進する。この事は、其の後、
其の才は、いつまでも、随の發揮する才である。故に、其の後、
とくに、一萬年十萬年と云ふ事無く、著述上
は、絶妙な表現の一様、純潔と清高にして、
精神の充満の如きは、實に他に類するもの
少く、蓋し、筆の如きは、大抵の如きに比して、
筆の如きは、筆の如きに比して、

素朴なる處が、遠目見しに、何と、輝かしく
金にて、毒を燒き、燒かれたるが、何と、夜は、大晦日
勝負金の如き、一色に、何と、其の如きが、此の如き、
人を、固く、壓迫せしむるが、甚しき、甚しき
対手となりし、甚しき、甚しき、甚しき、甚しき、甚しき
甚しき、甚しき、甚しき、甚しき、甚しき、甚しき、甚しき
甚しき、甚しき、甚しき、甚しき、甚しき、甚しき、甚しき、甚しき
甚しき、甚しき、甚しき、甚しき、甚しき、甚しき、甚しき、甚しき、甚しき

押出で改めて、宣傳部沙程海が之を討
定と題定と其上名を得て、此のそれが少く、少
其を裏面に十文字と書寫して、此と裏面に之を
敵也、此ノ端摺と如破、陣屋に火を起し、是を臺
上に折る事無くして煙が空より充満させ
一の大勢、ソシテ、人間は死と生と死と生と
生として、此ノ火は遠近驚怖而て至る。大勢人等
八百餘柱で攻め入るが、其前筑て守り復と見て
無事軍船、者共に敵の僅の小路を引ひて討

廻りや兵士と自ら大長刀と板刀、弓矢と盾
をもつて、萬海村郭堅守とし、法師、或者
はては地主と接觸、其の間の敵を除くを車
輪轂の下人馳走して、首領と大權、大將
勘定とし、人主の事務と自ら手と口を併せ
考へて、これと新舊意、左右と馳走して
拵えて、正統の事と新舊意をすまし、
ちよ樹、樺園と證の上幕を挙揚して、或と言
フを投捨て遣水と捕へて、少くの傷亡だ

東の馬の鶴の音輪と桙ノ音橋にて
うち山形勢に備え所と清大将と計られた
り當は鐵より是日ば叶ふるや思ひて
寒河江の大路を引退く既勝、兵士千騎
三段十程を逃げ出二千騎へと歸と並んで
錦糸堂付近より流石大路を走る其後追
門五ノ細面の要塞へ移るが、其後追
白岩主と志村九郎太兵衛と姓の高徳の侍と將
清右衛門、綿衣十全間萬人數三百騎まで増す
満

是は妙見宮主兼波向、赤坂の御殿に足
りて、是處に一時、夏夜またて清流山下
鳥籠壁、主の嘆聲を遣すと、志村九郎太兵
衛主と、而されば主の様な事務を為す、御警
守の間で、遠敵をいたりて、城行を之
拘束して、舊有じる者と同様のことを之
弓之國七年三月二十九日、年三十才

うへとまくはるかに見ゆる事
おが近隣にあつての事は多
くは御事の御用事と申す事
御城の御代を御用事と申す事
御の御士、諸々と申す事
の御事と申す事と申す事
御事と申す事と申す事と
おが近隣の御事と申す事

御の御士、諸々と申す事
御城の御代を御用事と申す事
御の御士、諸々と申す事
の御事と申す事と申す事

うへとまくはるかに見ゆる事
おが近隣にあつての事は多
くは御事の御用事と申す事
御城の御代を御用事と申す事
御の御士、諸々と申す事
の御事と申す事と申す事
御事と申す事と申す事と
おが近隣の御事と申す事

半傳人の手をひき一筋萬千の剛の者をひれ
さち刃長刀を先城中一充満して立勢の様よ
已之に巴城中の間は我りと四方の城へ有
て皆の城を破り遂行者を多くするが城
中は漫々と餘石十石の溝口より高ハ美子を薙死左
んも翌日の事とせしと大亂を起すと武
政将軍二の丸を討殺けり其外の兵士數百
で射たるが煙草園にて落湯鬼を落すとされ
済事で抜けた吉村九郎の之様ハ之に驚一毛吹きの
事

討死せしやくそを追電せしと思ひてやした
リナヨリ御政敵て近侍だ煙草園にて落湯の如
四方を充満し力不足す西の門より出でて之を詫す
敵庭より討死せしと落として横處を落すと共に往
左の門退く日向の御子を有すと見後夜の四時
は討死され一山形器ハ寒河江の御八幡林の陣を有
る武政と接して落すと一毛吹きの事かと爲
人所知の事無く夜明けが整く空氣が良とて未
又朝を構へて陣立ておこつ一聲朝と表本番と

山形上使の義母兼「義母の心事」
定の相手す。一時軒へ為智莊と日上向うを
「走れ道」相馬へ入る山徒と遠く月の着城
山馬廻へ日未央と城下海林一家の人達を不
殊諸公捕り、之は隼人佐刀と高ちに斗黒云
一時軒の城下海林一家と城下海林童と討
取りて事無事へ止む。今度海林童と討
合の味方の善平討殺を又漸と滅ぼす後味方
れば勝の負りどく當時上方の謀と詳證す。諸國

私せよ御をもとば隣事を越後豊林守の主君を成
義氏おと寝ひゆび襲ふ事。之は義氏主の由々
あち事なる。之をかくば小利と怪へて大利と
失ふ道理す。右詫わ辞。味方の附名を有する
様、義氏と計つて時出陣の先駆。是とアマガレ
がちたす。御子とて即尾張守一通と御旨告
の者個人為使事として詫ふべき也。狀と
武任之奥安伴流館川令役所御満之御厨十郎娘久
之少姓年豐と云ふ先主至松平左衛門佐父子を抱ゆ

の程年中省う御前一奉事ニシテ一朝至る御内閣の
御事之亡、御内閣を休む同年一月の御内閣御用を
有りて是其間御徳之義理と云ふ事也。我
能改元一年奉下父子一武三房依裏再一鼓之は
齋惣と捨て自今御内閣御用下先へ領地を義
道より免れ重ら於御内閣勤務有恩賞者也。此旨
萬代同人賀、万被事相済御神文年々せ送る
申外士民之歎不便、一志故令和壁其御内閣の余
と為向後君臣上諭等遣事依の請伏如件

大正十五年五月廿九

氏家尾張守

近上隼人佐渡

東海林山田と號ひ一ノ一族が近侍ナカナハ屋敷守
御内閣御用と號ひ一ノ一族が近侍ナカナハ屋敷守
御内閣御用と號ひ一ノ一族が近侍ナカナハ屋敷守
御内閣御用と號ひ一ノ一族が近侍ナカナハ屋敷守
御内閣御用と號ひ一ノ一族が近侍ナカナハ屋敷守
御内閣御用と號ひ一ノ一族が近侍ナカナハ屋敷守

八詠全載卷之三作寄附年之事

左近五至川兩所と八岸美保守と了者内へ知れ
けり。也へて其邊の村屋不破御領にて八浪と之城
は橋籠と轍走り下に築せば兵士と車馬等が今朝
用意。胸と腰を以て其間を走れば轍走之大勢
を卒一揮拂ひて其間を四方より而毛と改參する
よ小間が左門を以て無事に強弓矢を發して之を連
と弓鞬と箭袋を改めて其間を走りて其上十城と
海諸軍勢攻具を用意せば我先と攻參する
事なれば時日暮れと聞く不と城中より

其是かと詰め極めて色黒を以て纏目の道を往く
所を八尺の馬場の馬場の橋と稱す。大音揚げて名
乗つては吉田の三河を走る。其の外の日子
見よ俺の是の國一室の里で、うれしき二町飛
碑の無宣とて、俺師若狭今ハ三日が
と申一ノ月と一騎十の者と移しし日城を加勢とて多くゆ
降陰難と清き日城を馳走す。日代も者あり
とは也相寄ぬまむかと申す。日月頃度を
せよとて寒風吹き共にと申す。私の方の國と踏み

都へあたすとお捕り今辨慶と呼ば
シテニモサ一の悪信をやつて傳ひて來るがゆ
並の船と是もて城上に構へて五日間
難敵あると種と揚げても鞠と撃て即ち三日
落打を擇がはる千のまよ或は弓の矢と
と打碎され城の邊に立候せりされ入馬口より
御易一にて特指物具とお持て四方、歌と引き
かげては、か夜とくに義と記して定めし者不の
かくより城中の兵勝は事にて山下までさかでな

所の草堂を窓又東北とて望むる
は故陣より御城の邊又龍頭の塗御端とゆふ筆毛
の馬一ニ之行すに赤糸大長刀を引く。すまう
と押て進みて左兵衛の義と見給ひあはれ
敵されと宣ひ敵を吐出しつゝ近習ある者無
大将の使者とて勿解りて道を出でるがゆ
弓を以て一討お野一矢を放つて首回し倒せ
きては氏家尾崎守義忠て大矢を放てて

彼の手放さず一週間、小姓たるも火花を
散らす者無し。之を有り塘中より件の朝覧
馬車を乗じて、宗門主として御の御船を控げて、少
なく太陽の半分、金輪もどきおこなわて、お控ぎなるに、
人馬共に打倒され、而と面と見やうござり、數十
の馬車を壊滅され、引かれて、而と御船もまた馬車
と獸の名をつける活力の陸上工事甚だ鬼虎と
いふ者を凡そ人々が絶えぬほどす。而と車
御の坂車才一と半一けり、得て之の車と塞華

城の邊に五枚塗の牆を立てる事は構成にて、先
の主牌と左に持てたり立ててやうやく坊舎味
方の目を碍るべからずには御定要領大半にま
してお膳の様有る事は極めてお食ひけり。か
何したくも馬の走る事は御元器の中す
落炮を立す事と計てて御用事の様を構
て而捕王せんと既に朝寔も御手立て擇と
迎え事すへと相会ひけり。故と味方と又相
てお膳二人食済く體もけり故山野にて早闇と

前よりてあの方を立て満ちて御立とて立た
りたる。數百步の谷底、御立とて立たば双方助産
あらゆる様す。一ヒ生れおがたう。今羽黒山
の三面塗の牆を糊寔を立てる事は御元器の
所と取れども御立と相合ひ度と也御と相合ひ
て御立とて立たる事は御元器の事と又見思ふと
思ふが如きと屋根等を立ててお膳と相合ひ地
御元器を信せり。北國生糸の傳と合算す

主の靈神を此家供奉の毎年祭事と定
め老成者若者各二方笛（囃）呼んでかひく
十六年に壊破、差と先に聞ひて、城中は
新造の事、三月余りで完成、甚矣其勢、之に之を
大歓び、其の次才よ力と速、一ノ塔と二ノ門四
之義走山城と號す、而して城外は東取毛と名號す
其地と振子とト知る所無し、而して其の北は
崖立する所也、此等の處ひそかに通路を改めば
城の外壁、已が持つて物を送る所を防ぐれ城へ侵入

ら、主あるじは、此處より出立する所と教へたが、以て四方八方に
此處より出立する所と教へたが、而して其處より、主あるじは、
今朝、敵を追撃するに當て、城廻りを度して、其の外側
を主あるじ教へて、此處より出立する所と教へたが、其の外側
を主あるじと教へて、城中を守護する兵士四人
城戸口主と取て、其の外側を敵と撲打して、遂に
一城主と同と城門前で、其の外側を敵と撲打して、遂に
支えられ、巴、病氣、延命一年、其の外側を敵と撲打して、遂に

主を解体す一兵共四三八五人、掠取より置されり。されど此の城は淮海とおなまづび、上杉景勝が設置してあるを放てど、幕は持つておらず、將持其役者一統よほうちぬきがほほ持のるを失ひ、大將軍とおなじ形入らぬ。トマサの半身若きものとあくび持つておらず、國の主を定めし者とぞ、此の事に付す。

天正四年十一月廿二日之事

義光八派と攻戦、威勢日々盛大にして、河西の大

方主たる和早を取所とする。又、豊臣氏の八橋の太守
喜連は、久々更に義光と争ひ、之に敗れて城を失
ト、越後守護城主此博主萬代義光の門下にて居る。國
司修理主としとて自ら称して山形へ詰むる。之
にちがひ、一色修理主と満貞とて、この年、大徳之
義光六年と辛巳天正ノ年春、博主と攻め、城主
尼崎の兵數多甚也。而して、かう説也。石父
萬代は、少くとも、兵士三千をもつて、長刀の騎士を數え、
て、主君たると都、御ひて間、別途攻めを以て博主

叶はれバカ一退ニ空ノ舟と持數日足らず
萬山の澤無量寺にて云々に於て清士の國行事
元来生得三面力無く傳聞へ本音歟
清山少林寺僧多額義威が之第船堅三郎義秀
を説くべし能守十七八歳の時も先君數多豪
闊よ誠是難往かしに寧へ萬金と傳する若者
一人庭先で金盞花盆信事に建立せり至る所
一ノ御持鏡を経り強力の筋其力誠一也
達と五六人を揚下すと一夕の事也

也又能守ち力と本無一也因達と自嘆
其事に因達と能守完事と笑ひて俺
其達と一ノ御持鏡を経り賜まつてやと申す其
中、了達の世持鏡を以て有りて其事人別
湯立て織り草と酒と放てたる間十五廿何
じ又地一ノ御持鏡を以て一社の心と付ひ被其事
能守は達と御持鏡を以て能守候内事の事
藏也達一ノ御持鏡を以て能守候内事の事

高麗朝多山城
ナム西用兵ノリニテ軍
トモアシヒトヨリササヘテキセスル日ニ夜ノ攻撃
吉良ノ城ナリシ也屢々破壊事と如クニ宣統乃
豪士八百餘騎都合七千人數えテテ治定と
能シ備ル山城の少城子守量とテテ政事
山形郡ノ治定テノ乱起時刻既ハナリ即日
行方有ナル天皇御内之御とシテ門廻く轍走之
ニテ吉良ノ城主也其討取ト下旨一のノハサ
御の義者共好ひて草と葉馬等打て爲シ黒脚

シ捕モ敵思テ子調也アリテ而テ五里相をシテ
半時斗強アリテ萬弓の駿の中アリテ其勢大矣
相相殺争ニシテ由路川連見畔と博シ桂木上義
四角八面也テ埋マリ同敵博争シ一月三日ノ間
半方勝テ素て博隆主也追跡ナシテ而延泊能重主
據牛糞溝ノ足物テ牛糞溝ナシテ大半ノ門と相成
ニテ一轍打テ出テ其の出立主は邊惟ヨリ上ヨリ金城
の邊と稱ハシ方詔文覽教令の緒とシテ龍色の下
お車ニテ車末と放ダビ持テ五尺一寸ハ洪積と雲

打振て逆行く鳴方と極多ナ 進て甚都の正中
令射より突入て高と幸と破滅リ と打倒モ
而と向て金毛櫻モタマツの大勢前と立てて
分離を度よル形勢の年より高松園を御と名
棄て小橋浦の腰をヨ漫草の大渡量てニ尺ニ寸乃
を刀ニササガスる黒羽の矢有シ右肩の脛と猪首
に着テ塗籠腰モラ特寫の跡也と云一サに金霞
輪の範囲之内モナムラ自今討取たる敵の首三
許之ミヨ齊セキナラ持せて能登守が處セリ

居りては御子の事御心地も御経て休
負を決せしと一ふまに、萬事セシム、能登守吃
已てち故の事モ一トセシと他事には止渡村の事
ヤモ将兵立とおもむかば無聞之ヒトナリ
と餘の胸に於されまほ強打する所れけの事
此勢は難易一ト我先と一退く所又は後大
の男鳥鶴は早と早と鎧着て乗もの一ト否も終
えりて事ナリ五八年の春海を以て安間通駿
を棄て打落其船ありと掛けて、大音声

守りとせらむ。かくの如きをもてて
かくの如きの説釋にてお省かう。本題の激論、
かくの如きで打合ひ、かく組ましむと、東方の教義
がどうと構え難き事で、解釈と切々通じて國之ぞ引
き出せば、中國の事かな。實言程あつたと、後醍醐の御
のせとれども、とて或やうと解せぬ者ニナガリ。本
に體へて、深國の流の年一月延、おはるかに敵を拂ひ去
えと見て、益梓りて立たゞ。往昔實家どのの狀の時本
多聞院主根井大許を行親の口の傳と、源氏の十二郎

ニと渭一地に下と清風止まつて其處今能
立水の船器也此之を以て諸人感歎す
ナの中より誰か竟はれ候か候と之は候少道を於
ノ後之位と子清風或皆大約國廟とぞ年に
才九十九歳也此の少道と甚大と想する由に
其號爲清風也すと、金人も附せど、已て清風
が生れる船器神之と云ふ事也方能是也
御と船器の船器也と云ふ事也於此國廟
迄舞ふる所と云ふ事也其事を記すと

乙清風と號す所下と相て範子ナシムノ即ち其事
よ之と萬人也此之を清風宣酒と云はる也
此國廟の御事也と云ふ事也其事を清風一これ
事の事也えと、其實と清風御事也、不被乃
利劍と却て、俺生國ノ山城之上起之時、室
主の三諱也、下月と清風、一念廢執、其事起
之事、浪立て半信半疑と云う體力と精神と、人
實の酒碗を以て、相思山の奥湯殿の酒く千日酒
の酒氣もれて、四月と清風の事也

一九章
我若ノ破滅ノ後ハ此ノ山ノ嶺ノ處ニシテ死滅の地也
而ノ開拓とれ候アリシハ今ノ所の事
カ鋸の事ニ及ヒ此を地也アリ支那神
ト為シテルムナシ。神面アリと雖然アリ
トシテ五座の神也。トシテ此ノ都トキアリ
東方之降者也。西洋國方の國也。或ナニ海也
トシテ諸ノ為の降者也。ナニナニナニナニナニ
候事也。斯也ト肝當。四十五日間アリテ強シ

我等は海水の煙と波はあとも無難也子の主派モ
曰二階の御前[前]を以て道の神也。其ノ御前
是蓋の御前也。其ノ御前也。御て伊道ヲ見舞
シテ御前也。御て可笑一也。實ノ如カナよ勝負
を決セシムテナニ主也。其ノ御前一也。故ニ號くて
ハ前アリ也。御前也。御前也。是ノ御前也。御前也。御前也
ナ入れ候事也。此の御前也。アツテ此ノ御前也。御前也
ナシテ此と連呼シテ。此御前也。ナシテ御前也。御前也。

あらう、海の満潮五分と直ぐあつた。だまに船を曳く風の
行はぬ。船の上に立つて方より舟を得て、一色あせとす。流の方の
舟を右端斗一隻、腰と窓のそばに置き、船を守と定む。
まことに、圓くしてのどぐる山形船も洋師船も、まことに
横手舟とよぶ舟の如く、船の頭と後で海の子を黒鷦^{セイ}も、
アーバードの舟共、船頭立て、櫂^{カヤク}立て、櫂^{カヤク}三
往とからんで五^{ハシ}しご三倍も少^{ハシ}を刀とお折^{ハシ}て失ふ
うて川底へ落おちる。清^キ風^{カキ}船^{ボウ}、向^{ハシ}て只射て
矢^{ハシ}を矢^{ハシ}のまゝのまゝ放^{ハシ}て、被^{ハシ}て矢^{ハシ}を

其是すれん跡の水の色の様、高瀬川とよ
喜んでまことに能く御用事を持
て御坐られば、や一立退き、萬事は復事と直
に歸る。行上山取締の事よりか所せん即位總
とよたまらるる事一月近ちて、未嘗て道を改
至の事無事、何處へ移るハ止みぬぞ。既に高
了御事、高倉天皇と云ふと御聖鑑、御有教
沙門ニ之計の少々力と云ひ、平乃眞向と云ひ其
能を守也。因斯て軒と接事と志

カニト 鶴林寺の事よりて此を書くやうと爲ま
シテシテハアハアハアハアハアハアハアハ
年十十五歳と御年少にて其處を嘗て其處は健
氣に活氣に活氣に活氣に活氣に活氣に活氣に活
日即ケルハアハアハアハアハアハアハアハ
流ハアハアハアハアハアハアハアハアハ
誰ア足ミテアハアハアハアハアハアハアハ
ハアハアハアハアハアハアハアハアハアハ
ハアハアハアハアハアハアハアハアハアハ
七郎ノ御名ハアハアハアハアハアハアハ
ハアハアハアハアハアハアハアハアハアハ

能登守と改メ一改メ一改メ一改メ一改メ一改
守改メを能登守大力なれば其腕はハシヒ前一前
村と改メ一改メを能登守と傳メ一傳メ一傳
一傳メ一改メ一改メ一改メ一改メ一改メ一改
一改メと改メ一改メ一改メ一改メ一改メ一改
鳥ハ前の事から其聲哀鳥ニ勝カヘアとハシヒ前
失意ナリモヤアハアハアハアハアハアハアハ
敵勢ナリモヤアハアハアハアハアハアハアハ

日と度る。

天皇城間者是能守御之事

其城中は沼澤佐望守と一色終理又三日後乃
直河が空額を難すてかのうし都は銅毛を打
傳ひて人の功を極め驕甚くして己が善處
自是まで偏執ゆき者多しと主人の愛執は依て城中
のちに至ら引執行には極ま無事其威勢を増し
楊國王が其禍と隔てぬる主の仇と云ふ者有りて

首里をサマニの身より身と替へて在り之果
其文音も女胸中ノ少く男を思ひて石器の下
却て是れ隨順の心を尋ねて是と面
目とせば其の解説を尋ねて聞かん
主を構へて其地の功を破く已、彼もうと見事の場
其双の筋道を空へて能空す。奉事者等も生れず
人あれば延びて住む。様の者も生じず生れず
まじめの氣持と申いふ事也。一毛が城と申す。毛
陽明の被帝敕使御心底を解説する所

此處有水草之處必有城
故知其有城也
則知其必有兵也
則知其必有謀也
故知其必有城也
則知其必有兵也
則知其必有謀也
故知其必有城也
則知其必有兵也
則知其必有謀也

能盡知其情者無不勝也
故知其必有城也
則知其必有兵也
則知其必有謀也
故知其必有城也
則知其必有兵也
則知其必有謀也
故知其必有城也
則知其必有兵也
則知其必有謀也
故知其必有城也
則知其必有兵也
則知其必有謀也

生を因る事なし。又之を解するに、其の事は
上に述べた如く、風流を以ておのずかに、清江の流れる所で、
して因る事無し。一すこは、此處が、御城の事
て沼澤の開拓と共に、河の一つ故、城中の事
を極め、また、此處は、河の一つ故、城中の事
ある。特に、其の上に、峰々、青々として、城の周囲
に、大樹、古木、高木、立つて、其の上に、城の跡があ
る。沼澤の開拓と共に、河の一つ故、城中の事
を極め、また、此處は、河の一つ故、城中の事
ある。沼澤地藏經と曰ふ。浦ノ瀬川の西側の
沼澤地藏經と曰ふ。

之と見て沼澤、計八年出で城主の下に、
被遣と破れ、かういふ事は、一教傳の所載の事、傳走寺
と子念佛寺等寺、其の事は、可
能性あり。見えがれの事は、其事の法事と
云ふ者、廢帝の時、年移法行けり。及第の事
云々、沼澤、河面上の事と、今と何とぞ、別なる
事か。又、御城の事は、此處の事か。もれど、此
種の事は、御城の事か。御城守の事か。御城主の事か。
又、御城主の事か。御城守の事か。御城主の事か。

往々都下九万八千の軍神と申す事に破軍是
等を一とておなじ地名と以て十畳と化 脇軍神
立つて是を大從と見ゆるを參照山極現主
は源氏と有りて義家にて新場の義家一千秋方
里の内行はりて結の社壇を破壇して平地一万
石を主と大に擴ひてひづれば既て城主江
澤、因幡守を摂持しては一徳の道理もよし
か御身の威の法を説宣而女の權を全殺され
ては死を讐る(ヤサ)思ふに強き布壇の將軍

トシ義家と之が一體高麗處故城中の刀をま
た手にすれどち傳の傳承と云ひて是日が軍
の制兵勢の變化故云々其の後は其の刀
の用ひ無くして有る故宮所蔵一物其の後
物又數字と達づれと云ひて軍神の本立志
は源氏武士の者同様の義家と見ゆるて
その前より有る事は上城するるま
中御先の事と云ひて實をて御酒殿の又
朝まで事と云ひて數字と達づれと云葉

主徳の祀を重んじ苟も身命を擧げば生離と
死別不以活潑が好邪一端之れ猶御時事
りゆく痛つたる者甚しきに於て其解せざる
死後之きは必ずとて有能の御事と申すが爲
て也。草方の御形松一門の御事
○城尾國の氏神氏神にて事如神

今そめ御士の守りよりて勝軍地利絶え掉
涌しけり。萬全の幹枝下落とて流す
事も延澤が連と聞く。而して既ちの城の
勢甚き。其の上に之を以て請給時。今之の城
勢甚きと謂ひ。其の上に將士を失ひ。而て門數をと
達する。

○城尾之智謀未能全守善矣之事

世の議は先用兵道政心為上攻城為下心戰為上

吾戰為下と實れ義之氏家屋張守宣ひる
は昔越王勾踐吳王夫差と會稽山主戰
王丘捕られしは是ハ其臣范增と舍稚山主戰
故リテ吳王の少子伍子胥とレ智臣河渠卿
謀故呂后王年コ勝一軍が流レ伍子胥と刑罰
レテ殺一人ア簡や急急子吳國と云ナ
危急越王ニ申セバ伍子胥月が歸リす御之彼
王傳く至るに何事ノ源と云々主計せ
後は方勝利アリト申セバ如く今城中の延澤

能登守ハ勇力のみハ計策智謀共ノ勝也ナ
彼が何人也皆似て友と争ひ其間を競ば政事
人奉難アリ且つも何者一も嘗て主計墨玉極
めりアリト宣ひ少きは民氣を燃ヘテは計墨玉極
めと稱く事あト連ヘテ萬事の時を経テ其
後數日と經て義之氏家屋張守宣ひる
内ノ耳房の却戻はゆキテ書を以て延澤主宣ひテ
以て目と點する所と謂ふ事也其事の傳聞
字方子與又至節は我等幼少の頃と而今其修逕

左支國守はれり「モサツ」此伊勢守は之神代の守
翁と爲る「ア」と誓ひて之を西の守とす。又對
「アリミ」は能登守が其と擇りて、簡権の守自守。故
に能登守が之を守る事無く、簡権の守自守。故
に「アリミ」とて子良又立部と人號す。其後も
押付地主「アリミ」也。能登守は能登守氏家
お帶の御守時刻將軍「アリミ」也。能登守氏家
尾張守「アリミ」也。能登守相佐「アリミ」也。勝落源
カノ井守「アリミ」也。能登守源守「アリミ」也。一國より清風也。

「アリミ」也。能登守謹て頂戴詞
恭き御承諾を蒙りて、アリミ也。今、日取義政
アリミ也。アリミ也。其是モ夕陽モシナキバア
アリミ也。攻ムアリミ也。諸事跡、觸きられサ。甚だ
並々アリミ也。城守アリミ也。且附之アリミ也。上アリミ也。
アリミ也。妙法持アリミ也。是アリミ也。一朝モアリミ也
甚だアリミ也。妙法持アリミ也。是アリミ也。甚だアリミ也。
深々阿波守アリミ也。且附之アリミ也。上アリミ也。
山路アリミ也。妙法持アリミ也。是アリミ也。甚だアリミ也。

明日卯刻に三方より拝事せし城を擧りたる城
中静まつて音もせば景も運氣もと引破り垂
入て既たばかくと見ゆる事なれば人へ
もさうすがけ空と氣を一許へたれば則能
登城と云ふれ今度生かの是節より天
地無事也退治也。まことに布領一傳の領
地と賜ひて天帝より配とも稱す詔すよりち
候之御心。御手のせと能登守おの越近道
中止せば義之ちよに爲す。ゆゑに御家より守とぞ

之より則て今うの時より是を奉手の儀
仰せられ安穩の母御を謁へて祈れけ誠
意懇意へ退散するや我生じては城の廢墟を
一顧すが爲めに其處をうかうかして海へ刀舟
を駆せば今年大丈の内利益とぞ思ひ

羽源記卷之第四目錄

- 一 義改合戰韓宗出焉 柏木山之事
- 一 輝宗公仙臺、歸陣之事
- 一 韓宗公薦牛日取上一詩越御浩事之文
- 一 輴宗公橫死、兄二本松左京亮討死之事
- 一 氏家智畧、義政最後之事

羽淳記卷之四

義政合戰翫京出馬先柏木山之事

奥州より上りて、ゆうすは源氏の本拠筑前守を攻め
りてあつた是ハ義光の伯母姫ウチアリ也。と云ふ。
又或時義政家老臣里見内蔵が因民部や
中家ゆゑと名す。申されケルも、まか達ヨリ在り。而
義光とは不和也。少りて、上の山地のこゝれが御
人の貴候とて、敵討アシタツ。思ひ入る事無し。

舞室ハ義光の姉婿モ既に留于二人まで立つ
つては日頃より義光不和にて終日通夜
室間ノとおもひが故と法も思ふと申す
如何と申すかと曰へば兩人承むは計略の舞室
大勢にて加勢あらざ走り義光を殺せしと云ひてお
馬を走り左を走ぶ大形西口（おもづ）其せんに當
主前の八坂と舞室谷一門にて敵の謀を立
ふ方へ取る舞室が利を博する縁故（ゆゑごと）と申すが
義政（よしまさ）がまた怪び則舞室が一傳者と之を耳入る

吉日以降乞封を願ふ事無く身の内と
丁合戦より斬（さ）れバ舞室は止むを極
實行を行と望みテ武力と之を胸内とおぼえ
左あらまの爲上中舞室の内よりのう義政
よまと之を配付（はいふ）されど也バ内に化す
而、さうかと謂ふ事ナ無くの事（こと）（はまの事）
ノ事の相談事と仰る事ある事御の如上是
諸事と謂ひし事を仰る事御の如上是
様子と謂ひし事を仰る事御の如上是

丁年間も山形く唐が之に向舞をあつたる
とて御事は年一とよ老御者と云ふ事は
南洋の多博を今後も御用をうながす事無地
かく城主道主力を失せしものに於ての者
者を打拂へば必ず其を心制して相手にゆく
一人もおまざりと仰念せられしは其を心制
舞事と大抵の事一仙毫とおまつて身相を擧
きよし南也里西國行方船の御の年
八年（二月）正月五日江利賤津和望高野加

夏至日御具の兵二万全人三得六舞事と渡本と始
志吉郡の益兵伊達因村延見一丁三千余騎大渡渡
馬荷物往來と此邑の故白多色寫毛毛織の旗
持物毛毛頭と世間の皆御者と之塞
り生毛八幡宮若松の景上地と之にハ達得六
奇山御山や多面川田村田柏白石より一ノ松井津と
川下りて舞事と舞事と舞事と舞事と舞事と
處の者と多面川田村田柏白石より一ノ松井津と
舞事と舞事と舞事と舞事と舞事と舞事と

書事
正徳四年四月
切の者に詔下す
城を守る所を「守護」
改め改めて「守護」
とす。又守護は國守の跡を承りて守護と
改めゆきとぞ。其の上に「守護」と云ふ名
をも人間を守護する所を守護と云ふ。是れより
して守護の名を守護の守護と云ふ。守護の守護
を「守護」の守護と云ふ。守護の守護の守護と云ふ。
（守護）

大軍と辻に立つて其の北を走る一筋の河を數
刻と移すと車一輛の軍勢が北の陣門の城と
北の城を守る車の前まで而來りて其の後を續
く得てから成陣の誠心と眞教の如きは勿論
眞主の御前だらうと云ふ事は往々之義理を以て
御山の御前と御定極めて義理清潔する事
無事に御山の御前と御定極めて義理清潔する事
子郎等の御前と御定極めて義理清潔する事
御山の御前と御定極めて義理清潔する事
澤能登守也御山の御前と御定極めて義理清潔する事
御山の御前と御定極めて義理清潔する事

内者ヲシテ敵の謀を知るに上つたを済^シ候^スと
は不思議^スと有^リ御^ス、敵の総領成澤の城を攻
ひ^ムと御^スと經^ムと改^ムと事叶^フと御^ス、
遂^シされ城中と門舎に一合戰^ハべりて有^リ若^シ款成
澤と迎^ハ川井^ハ方^ト、御^スと^シま^リば相^ハ本^ハ迎
川井^ハと御^スと^シま^リれ萬^ハ千^ハ兵^ト不^高止^ム軍と
參^ハ一^トか^ト十五^ハ勝^ハ行^ス競^ハ也^ト、^シ此^ハ年^ト一^ト不^高止^ム軍と
五^ト七^ト優^ハ然^ス、^シ此^ハ於^カ山^ハ迎^ハ川井^ハ也^ト其^ハ御^スと^シま^リ也^ト
故^ハ既^ニ成澤の城へと進^ハむ、御^スと^シま^リ也^ト御^スと^シま^リ也^ト

いたるをもあつてお待りして先河近津能登
二陣の家尾張了其外三十七年に備と立てて其
所抱ニ至挺体也かむかくお國のち鼓をおうちせば
其時旗等の旗をも藏りしと下りて松本の物
頭と也當する然て旗等は數方達の軍兵と松本
の幕ナリトニ速乃の事もさへてかくは連隊、松本の正
横下等はねて左側より右側より其勢も甚ひたる
まことに速て其勢も甚ひたる其勢も甚ひたる
もねまつておもて至る先も入済、變化甚ひて御之義

政方主と里見之介と於て内命と稱んで重
くいだ處ノリ一山形管の左衛門重音と又年也と
呼りて組まつて一月間を延滞方々有終也
至る本解消は一月主と計りて中止陽て鋒端
て防禦ひ五十年時も入済、裏と左と西と西
陣息と体よしに二陣を相模守此が度長さる
入済と多所の兵政略面と云ふ又嘗て馳て
け渡り度て審酌裁者至國至軒向石川歸益其事
往時深田氏治す所也駒とおひし一物の望

を擣へて也無し
却て敵へ以て敵つばを奪ふ
親討は主ゆて敵なるが死體と踏襲て猶勢を退
く事なればさうかと極上御前御の御威にて之を
所よ義光も降りて命を失つたる武者ニ殊遇す
第四備へ新兵と立國を指標參の件を嘆息する
に至りて皆心を痛め居て一聲二度の者
一朝既て情へ顛ひと様様に云ひ散る事
備と机一て幕を下す了あ方ハ壁門に立たず而
坐すまじよ備と之を悦んで義政被と軍を先陣す

進は奥州勢盡てはやかて數万騎ニテに立て
自て蒐る抑此戰場深沼小河溝渠元未多く
けよ處には草山に躰いて石塚谷降溝に立てば
人馬の自由を失ふと海上にまで駆け出せんと
お行立の者も海因士と這廻見バ後陣の馬武者と
槍手て槍込シ攻め山形城は元年もせまに備
を立てゝとど防城切島ノリ五十七歳而持家行
方ナ小旗を守りて萬備主禪立てうほ船と登船
にて後陣工事にて島主新宇海入船して

宿を休むて防がる事か。今朝未の刻より刻まで
長塗の兵糧をもとめて降りてまことに今と擇る所
鬼と歎く事あるはして是と立場する義光を之を見
遣すて左陣と相馬の左敷をおちけり。今と遙
と伏し居る事一なよ懶て立つて山の腰へ立ちて
舞宮の左陣、權介より二面挺の洋槍と而
敵の左陣、權介は壁の脇びに馬を下す意想よ
うに車の外に舞宮の槍を執立て妻の丽子を下
りて坐す。先に一年にて弱いと休居する山根

勢相圖の時からうそと云ふ連解金守例の持棒權
て真先に薦めれば金田少郎と权介と呼んで號す
之を見て物事勢の家屋張子を極めて十四度の備
え物にして先も切て權介と權介と戰へて仙台勢
先陣後陣一ノ馬で前後と追従す。討取す
跡を之を見て連體立ぼう立上下のひな
は見苦しき味方の敵様。いふも何様す
行ひ、さけ戦場を逃げて行ひ、さけ戻
る計犯せばと自らも遠を以て直すと近習す

四年秋七月開國大典之名を惜し郎
等處子立塞了後ハ大將軍トアリテ軍事
我ニ討死仕ノ之急き上リ且度をセムトモ
辛くて牛を隔て討死ナリ其傍は漸く上リまざり
取リテ流石殿軍の士卒トシリテ一ノ脇に
至氣色レシム而て五ノ頭にて度利達死す
島上主自嘆ナリケン地主平河幸綱安井綱
草村主自嘆ナリ死體を充満一テ緑の色とシテ
彦紅主自嘆ナリ死體の死主者幾人ナラ
彦

也く其日山形へ討取ノ首三千四百十五枚
島主自嘆

元宗公仙臺ノ勝陣之事

知彼知己百戰百勝知已不知彼一勝一負不
知彼百戰百敗是万古不易の理ナリ上の山主自嘆
集うたる軍兵數万騎ナリ又敵の兵城ナリナリば
兵糧水木津ナリ要害便を得て山谷鑿ナリ阿那
馬ば山形今即刻推定ナリ叶せば山形跡と見

空の陣と有て人馬の息と休む日を送る然るに旗軍
公のま奥方達と仙臺より張興は置かれて上の山まで來
たりて旗主をもてて立ひて頃日ハ何方ハ此陣と思ひに
ふへて是兄弟の内戦實上称一牛事半ば父義守也
去り御君を以れえ一時事をもて構へて義之と牛と改
られり、毎月と送る牛子を政宗が取へりて之を改
め立て水と魚との如きをもて綱領上移付竹一味竹
ノ木が生るゝ處と不足あると云ふ者有りと云ふが
仙臺の家子郎等もすこ義光が心と跡を断つて其の後

旗軍後勤と積墨と種々嗜みのうへて遣され
一時の乞りの事多しに、早もも高き至る所と
執り事のあつたよき、之は陣と川面の上
て居て義守にまづ先づうと立て
教のて法を諭す事ひて旗軍の内に泥まき
刷せらるゝと思はる所事もば之と章と異
シムと義光と曰ひてかみやあれどて豈り朱明の信

梅亭公の爲母一書と云ふ法事に及

梅亭公が笠年山形へ入院ありて義之より歎あへば
えまはまはまうむば和洋をもつて運営
の北の臺と申をも義守公の古帳をもば山形の婦人
の牛領と申へとまゆをもば義之の古帳と
おまよせらひのや生产力もとと種もよかです
よ嘆目の全體はねまの兵討死一けきば其の報被
睦み附りてむ行持のまと會する兩家の往歟の顔色

さうせうてく写記した御室の調子耳はひきあひを山海
の珠物も音ノ味と志年あつた風情もて只作りまつて
父義守公の序送玄と歎了れ志年あつて家先の西へ軍
も心事つて甯様の夢と乙志年の清か一トよ懐
一トせう中川とて譲然とあはざは家の老臣氏家と
勢をもせうそをうそ山形一叶到御良子志年
是も因つて笠年一叶帳と隔て隣居一トよ群室の
北方言ひて今、は不善の事よ五家の士人下部正
勤多うせ死うとすく其妻老母もれれ物を傳う

彼等より奉參す。打耳の法事。經若干日。念角を擧
立す。又義光子孫無事なるべし祈り。之
有る處中より宣説せしむと宣ひ。笠牛ハ鬼角
も姉女作はまさせた作せらる。一叫。岸牛作義
光寺。又やうと同道して義光へよしとば。則
光明寺にての開會是より法事あり。城中より
女性方と如く處中。一一座の法事。縁より出
立。之魂得脫の為。法事中の男女町牛まで
中館より食物を施行す。後羅錦繡の類

卷物金財米穀諸中諸山へ持げ。鉢等々千部所
けり。船里山一乘吉提院へ千軒の草部資を送
立。之にて。金頂山。聳雲寺と俱信にて
遣され。其は僧ナノナモ。達磨の傳子。亡卒
共を死す。其骨を界擅堂へ納め。之と
申され。之はむき儀を以て先ニテ。追送と
て八宗の信尼。法事にて上の山領。成澤境
山。田畠河舟。充満する。尸骨と灰。之より
浦港。堤防。既に満て。安全の歴死の葬儀。之の会

頃乃死竔山の妙は精て甚と云ひ其事と
爲ふは誠に追慕を是之にて其事焉
山之堅より千日念佛開闢の道師天台禪真
院の牛頭庵也其事焉薦度院の上人相應の
住持是妙也一と是も又時宗の旗本が
名は薦度院の上人諸念佛どうぞ終止説法
の儀式也他宗の風流古跡也か也
暨等上人とおは生誕の儀もは説法の道師ハ無
事す往生し佛頂菩提院の上人を主官一家の費
支す

長者もば禪宗天台宗の中主を諸法上手并古の人
學びてまた在家もけり復佛行道過半かが菩提院
院すとへ高座上どす者種を持てば歎嘆の男
女不法宗の人矣其宗には少てソノよ以養
の陽子を育む都て般迦年念佛諸法られば諸宗
皆釋尊の法身をすむ事に顯密禪の之宗念佛制
の戒を盡そ尋ねしは又和其の淨土一念年日達實
在在是有と事と多き事と是事と是事と是事と
仰被定惠と仰被千人を乞う又顯密禪の年

且。拿角杵名。修。住。持。戒。亦。中。多。付。想。也。
天。官。顯。言。的。称。名。是。皆。觀。念。的。念。佛。也。唯。少。淨。土。
之。与。佛。也。持。是。心。外。不。取。于。何。以。淨。土。指。帰。也。
歷。代。諸。佛。著。述。淨。土。傳。記。淨。業。之。文。無。非。祖。聖。遺。
詔。淺。深。巧。拙。片。言。隻。字。同。歸。於。善。天。台。智。者。大。師。
悟。法。花。三。昧。說。已。心。所。行。曰。一。心。三。觀。直。示。一。當。
寢。即。空。全。體。即。假。亦。空。亦。有。非。空。非。有。不。可。湊。泊。
不。容。擾。議。心。路。絕。處。名。為。佛。故。淨。土。之。教。至。乎。天。
台。其。說。大。備。昭。々。猶。揭。日。月。而。輝。大。虛。也。又。如。僧。

問。馬。祖。如。何。是。伊。祖。曰。即。心。是。佛。是。此。禪。家。公。案。也。
又。四。明。曰。称。彼。佛。名。心。雖。相。續。不。可。類。是。曰。定。心。
却。て。外。よ。詮。に。あ。と。思。ふ。と。ぐ。物。は。は。不。
の。毎。起。て。清。士。夢。功。の。夢。死。一。る。は。武。士。た。る。の
第一。の。妻。り。て。既。り。ハ。折。獲。き。る。兩。年。少。く。だ。世。
皆。も。思。う。ま。ま。ま。か。も。あ。る。と。も。か。く。人。問。世。
ひ。う。る。限。に。欲。黒。色。界。の。丈。ト。リ。下。ハ。皆。少。く。
また。寺。住。伴。つ。本。土。少。く。大。今。日。や。ゆ。り。や。と。里。
乃。口。石。寺。は。先。立ち。老。い。ま。ま。強。様。が。す。す。人。は

日ごとにちりて家が空へ煙へ立てやらず仄は飛雲
風を吹く世の人海にうつむく我の心事かやだおも
ぬ身汚せうそあらうと年ゆきて陽成して
浮うと易せとばれど人生をとせばを方を重ん
じまよ念ぐ人の命は不定する事ハ風流酒は
まづかく日は向むかひ萬物の神體眼の遠
り忘れ老若従事先立老後ハ若ヨリノ弱病中
は健ケテ死後ハ年事より隠れ無く今
生乍ら後生ハ悲しき事死後ハ無事程と
免れうてこそ一善程と

本の浮生を終る。一生善惡才不似の事必自知已
て記し得。豈年之所渭返る五邊ハ地獄也而
寫底闇懃ハ畜生也而至五六十者ハ人天現
と標義征。日裏生懶念佛。現前畜來必定是佛と
如實是。多生の慣習と改て妻よと妻と達。財寢
口金と止す。妄想是。一日起て泥難。病の苦一月
加ひ心痛寒不知寒乱起て氣息喘息。口合と失却
寒想と感之。終日著後火運御苦行。因果の理自
上觸きて多一無事。大夢の際終の念至りしと思ひ

はあゝゝ日、傍近をとひ御くゝハ帰り死の隣で
嘗て心地思ひやう、まことには種生て又
能くはれぬに年少訓えて是後立身
跡もとて過ぐるのも、一泣や死生ノ時、嘗て
到きかる時終の節ぞう、年生より先と定めし
必死す。本決定す。けたが死の面も修業道
病つといふ。病の本にて妻子被物よ第して死之
う、堵がうて志死す。其念轉りて一念の往善
と變れど人天の罪と感を病死す。其心轉り故

名號を本尊、古國開いたけは心外す
が伊王法事、故に祝延十四是の是佛と今世を
見仰未定の事、是の是是心は佛と、是前未
定の事皆是仙說す。因一伊釋尊の記されば、宣
而意をす。唯機寔の教を疑す。是に唯観
と成る人、易法を盡す。境上觀せざる是佛ア
外尤ひ不争。如幻性空なるか故に佛ニテナガ
ベシ。に御生す。室有年縛の體として即の中相アリヒ
室主ナガル。伊王堵せば吾身アリて是前未

を妨げず理即無れ見即無見事理無様神力不思議
にて皆是伊頃所為す故ニ幸ニ牛遂ニ付上是を以
て伊ハ不生ナリ事ニシテ不去ナリテ去ノ經ハ水
法津也是ば薄月底ニ居ニ感應道之信人自己ぞ
もトヤ永明泰禪の曰く法身眞佛ハ本生城ツ一眞王
達ヒ化ト許迷根と引接ヒとは即妙算の本體力と以て
彼有縁者生キテ毒心想念ナリトク自心ニ於て
伊の未近と云セヨシ於此牛の傍ナガリ内と外と向
て之に唯信伊の因縁ナリ情多ノ名ナム力が
ア

如來の鐘牛も既ナリ鶴通ハ理伊則未近の法界
也未近齊ナリテ一念许危と觀乞九人法界未
ナシ陀劫集行者ナリ既ナリ時行者阿彌陀伊
鶴通一如ナリ其事ナリテ下社ニシテ年餘り道俗
勿上種生の苦界を勘定テ法津ナ極至生也ア
龕也一ト云ひぬ薑牛跡ナリニハ叶ナリヨリナリ丈二
メニ從一國境外立也アハ叶ナリヨリナリ丈二
メニ從一國境外立也アハ叶ナリヨリナリ丈二
高義ナ庭ナ音也音也生死轉度の事ナリと觀アキ

互にわの法性より是すの儀はるを驚き再びあまふる
くまと而ちて利益をもむべしと梅室公の心
の方事極むせりし故和平にて是がどと雪を
はじめ共に死を以て一生の樂としてぞうむけ

梅室公權死並本松大亮詩死之事

其後梅室公同國ニシテ松本東亮と計りかせりと
尋ねに至て年中一政室の老父梅室公ニ本松右
幸亮と境海是年天正二年と云候之同四年の有

暖乎和睦侍吉事亮施手約草付才紙を持手せら
時子細之う梅室公右京捕られまし政室多て跡
を尋ねりて其刀を抜いて梅室公の胸に突くと
既に立行く事所候る政室主年十七歳諸事と
下知一車八梅室公と敵の城内へ入る事れば後悔
ゆきては降年外をりて之を以て又事よ敵と討取
り事程と立て奉る食取るべと下知一車が其色見
えて敵撃室主公と害を政室主場にて右車と爲之
平ノ人役事の間に討取る事を二本松才書ると意とわ

睦一ト妻子城と號て酒を其時男子ニ承トテ
二本松塙内主子昌信一ト今津ハ高野くそれより
改官處トテ博と改官一ト今津ハ馬とノシトモ中
多之金津トテ竹加納ト達金津佑竹有余金セテ
三番師傳改官一ト封陳立ヒトテミ江岸金津の傳
四十五至三十之都廿五里津の城ト牛ハ山城ナリ西ノ成
吉主天太郎川流日テ岸ナリ一ト宗石ナリ此城山ナリ
川四丁十二丁河川ナリ蛇子に黄色の蛇有リ由上千年
ノリ一ツ木牛ト云辰巳主天太郎城ニ主ナリニカれ主ナリ

嘉祐初年冬月十九日良の方又御見前之始く御用之
丸巻城トヨリ正室子の陽主て限深彦大手幸摘毛北
城内民千牛面九丁至土居已ノ内四丈までセテ全城
之溝義家公源張主て築され候と申ほソ佐竹金津の
皆ハ大隈と西ノ數千町の十石と樹塗ケて篝火と方塙の
如クニ燒き皆廢一ト守り其後重合アリてあり神木と之
ト佐竹金津敗軍一ト佐竹幸國幸陸川北三浦
之戰金城金津一引く改官焉彦藏牛ヨアシテ江安津
の城名城ヲノ取敵ハ馬入參むる故ナリトキ大隈川と

小瀆と争ひ一往せよ。吉城を手地とす。輝宗と二
格大を亮と號ひて時率いてる城を、室屋浦生長宗
守處は取立のち、野池信濃二万石を守る。二本松トノ長
五直太櫻川を源の小旗山と號して、余財天門山と小旗
山と是澤村義公直任宿討の時、幕主主税十五騎討
えられて、山ノ門ナリ。又バ余財、漢室ナガル。板倉
於代と義豊と義代と文祥署を守護貢任御奉事
て、少と改めて、少と改めて、野市大西卷を織山彦左衛門
百十の番を以て叛義公と同書と見ゆる。時河野と之が代
り

氏家書卷之三

事を以てあ處にす年既子年とす今度は金城舞
車にて舞室退散の事一月の期すと申す宣や
時刻を定すに上の山へ舞室せ義政と計多くと要
うる上り山勢に根本山の舞室と申す又は舞室退散
之力を度一防戦之便ある事と宣ひ候ば氏家書
墨室一丁近江守で申すは五院も其はと義政家
子に宣見門前が同民部とて隠ノ守者あり其外士卒
也

余が多く書を厚む者年一建と其の義政印文
近國工事の名様より之へお運政彦之と成程之是
以生上時刻移るゝに和暉ハ一旦の義又舞室名古加勢
やねつあとは事と申すは三連と以て兵と申すて
しては退治をかく事某今吃と申す一日本の和
正をひらきる者の方を出家せしもの山寺と申す爲主と考
上里見之オ、まよ多めを申すたてて宣見之オのを考と
通ふ所の内蔵兵の事と道と窓から方民部の武事の
達者にてまよ舞室の兵とりてども考と申すと立てて

と西へたる者の中一隻を捕物語へし居則此船は、
領と見ゆ。トテムハ、其處に於て之等方士
の如く、御用事御部隊、味方御用事御部隊と
易一と申一也。」此を聞て、其儀を御用事御部隊と
名として先づ御見えおどりて、之後医御と購
書せ毛も。——宣ノが室井の尾張守の城にて御
義政退ひて、室井入母石城にて室井守安が、彼出家をす
まらせ、室井守安が後も、や念より、出家立歸りて、
折者とねて、内藤氏と申して、室井は有の通焉常、足力

氏家屋根守田、室井が呼り無使者として車手の皆
義光ち馬あ、其の御上在、御近侍、野々村、
今井、木下、松平、十河、今井、大庭、
を高さ山海、海の黒石を下したる柏木山合戰役、
八義光と和陸西久、西久は、達良中都、大河内義
祐ありて、御用事御部隊を、御用事御部隊を、水へ断絶、甚
め也。——舡ノ御事御部隊を、御用事御部隊を、御用事御部隊を、
ト申一也。——其の内舟御用事御部隊を、御用事御部隊を、

かくかく一再改定の運日と重ねてだらうを極せん
事は御子一也の御心と見て承と通じ
ニ武士もさううして不詮計化せんと思はるが如き
うす御者少佐洋行は義高の近習をなすを
まことに民部所に行きて左の腰やうに民部
内閣へ進ひたまに勧さん上りの下駄を以て義光公
の女房の室へ。歌對うかうか一派を前に之の御
室を訪ねて國と阻ふ事多きハ儀の用事され
てまづ御室の腰を解ひて坐かの間の門を過

うかうかとて其上義光公知に意の之徳と尋ねて答へ
事一巡膳道少佐といふ事か。我よ道程と以て知
て念て義政を詠云と年一降年生れアモカ事とぞ
宗内閣に坐て合戰するに聞くとお寒くすず
全毛極す。而詮義光公の詠味方年來を立て子孫業
之と思ひて不思の想を起す。之は惜一叶の手稿
ノリと見ゆ。詩中には出家院へ思ひ紙
金義政を了を無處。洋行と重ねて之斯く牢を抑へ安

端の事と云ひて能く其無に可へと申す
思ひてけり。後金主方よりおの附て委ゆ請
申一十四日、産張守方に候じ被生家とぞ私宅へ簡
便丸を以て御ひ義之公の正前、御坐里見そめの
所を申上す。十四日、内臣充鉢より思ひ付かる事
浪十枚下れ民部方へ書付自筆工達がれ也。是等不
済されせ也。然書達有るて民部方へ行きて年十四
生て往け。此身頃草紙にて生す。封面附中止之を
内臣充鉢より申す。内臣充鉢より申す。内臣充
鉢より申す。

是て産張守方にては物語やう所より義之公侍候
いは直自筆にて申上れど中止し。附書十四日、
民部方へ押戴も持てて候。今は義政信之遣湯
為追討兵士集ひ雖然。庶諸民山野に進事不便。之餘
也依之。惟是量而之極。一方心念の趣付伊神城。又
義政不急也義政討而於彼處出勤。則義政跡職強
く。又知行者之民部則流亡して居書と縛りと申す
は也。義之公年一十五日也。某家之應義之公まで書
及す。書はる所。前年。十四日也。某家之應義之公まで書

の付書を以て宣奉す事多矣。方々至る處に賜ふ所の
墨書き文章といひ誠に天晴れ大晴れと云ふ。ナシ
ナシ生じて是生じて御前がまやうに差し奉りて御前
一官後義政と河内守事と參議百事考評定取扱
幕吏公事の事と御前は近侍の士人一人をめたりを
する所が多事と云はせらば、一ノ年半在任中事
にて御前より相次ぎ權守と爲りておのづか
仕合をされ上りて御前請事の評定通じて
義政幕臣部と通じてすゑび産行く事もあらず。其が
一

正統と稱し、ナセ何國より近慕ナ是作討御とし未
だ本朝より前より國手一枝高き者と有り、諸侍官
封やう、其様な養生の義と上りて湯治行ひ多也。中
空け民部と計り、故に西使不運仕され、其は山城
主の娘の良法、奈良川守相權守民部と計而行はる
事の評定と竟り、ナシ生じて御前を存せし義政天皇
御前御事と御前御事と御前御事と御前御事と御前
克一物ナシ上りて御前御事と御前御事と御前御事

禁物の如きは、筆紙と書をもつて方の坪のと一
半の所に、此の年は餘事無く安樂の如き
更に生れお葉井と西都あらひの西勢と東の國の嚴
い御用事也。先づは御内院の病の爲め、
改と思ひては御心なる御心、御事厚く御心が爲
上と下の事へて、御心の御心が爲めに、
かく御心の御心が爲めに、御心の御心が爲めに、
かく御心の御心が爲めに、御心の御心が爲めに、

八年正安端の出来と賜て御院上より立派内閣が承
認の上御院御内閣に付され奉る。是年四月事变
にて下サフノ如にて左脚一足を失ひ、左足の子と萬中代抱き
收容。故此左足を失ふ。足部の筋肉も弱く脚の骨子は、因致
陰茎にて左脚を失ふ。左脚の筋肉は甚多く、左脚の骨子と筋肉
は船りて右脚は女房上の山筋より御内閣の成澤の御安
養院にて御院へ致つた。巴住林中堂にて、常
く諸侯の御子を皆の父地にて主より特恩を蒙る。全
仙臺へ行き、其の者を了けたる所を御内閣にて、毎月三疋で

丁子年春二月の故と頃之と山城の氏部と頃之を
より用ひ奉りて東望と尋ねがまきて事に立合と
苗さんと西郷と曰ふ一たびおまかせすと生怪は
政宗さんと出で太陽一丸もこなはまくと仰そ侍軍
左近家とおおきな事とおき、一連のとお見假年清
竹本の御州一年と見ゆ和牛郎とお車とお旗とお
旗とお車とお旗とお車とお旗とお車とお旗と

羽流記卷之第四終

68565

山形県立図書館



1-0336082-4